備考

一　自動車審査試験項目別費用額は、申請に際し次のイ又はロに掲げる書面（指定特定共通構造部及び指定特定装置であることを証する書面を除く。）が添付されている場合においては、当該イ又はロに定める額とする。

イ　自動車審査試験項目に掲げる試験を実施する能力を有する者として告示で定める者が適切に実施した試験の結果の証明書であって、申請に係る自動車が当該自動車審査試験項目に掲げる基準に適合することを証する書面　二万千円

ロ　イに規定する者以外の者が適切に実施した試験の結果の証明書であって、申請に係る自動車が自動車審査試験項目に掲げる基準に適合するかどうかを審査するために必要な試験を省略することができると機構が認める書面　八万四千円

二　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

第二十二号	四十二万二千円
第二十八号	六十万九千円（被牽引自動車に係る試験に限る。）
	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計 （被牽引自動車に係る試験を除く。） 一　アンチロック・ブレーキシステムに係る試験　四十二万二千円 二　前号に掲げる試験以外の試験　四十二万二千円
第三十号	四十二万二千円
第三十四号	四十二万二千円
第三十七号	六十万九千円
第四十八号	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計 一　燃料装置の構造に係る試験のうち、気密性に係る試験　四十二万二千円 二　前号に掲げる試験以外の試験　四十二万二千円
第七十七号	六十万九千円
第八十五号	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計 一　インストルメントパネルに係る試験　二十八万千円 二　前号に掲げる試験以外の試験　二十八万千円
第八十八号	二十八万千円
第九十五号	二十八万千円（専ら乗用の用に供する自動車に係る試験を除く。）
第百三号	二十八万千円
第百六号	二十八万千円
第百七号	四十二万二千円
第百十一号	二十八万千円
第百十二号	二十八万千円
第百十六号	二十八万千円
第百六十号	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計 一　運転者の視野に係る試験　二十八万千円 二　乗車人員の保護に係る試験　二十八万千円 三　歩行者の保護に係る試験　二十八万千円
第百七十二号	三百十八万三千円

三　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第十一号及び第十三号	七十九万六千円
第十一号、第十三号及び第百六号	七十九万六千円
第十一号及び第百六号	四十二万二千円
第十五号及び第十六号	四十二万二千円
第二十九号、第三十二号及び第三十三号	七十九万六千円
第三十九号、第五十五号、第六十五号、第七十一号、第七十三号及び第百七十号	六十万九千円
第四十号、第五十六号、第六十六号、第七十四号及び第百七十号	六十万九千円
第四十一号、第五十七号、第六十七号、第七十五号及び第百七十号	六十万九千円
第四十二号、第五十八号、第六十八号及び第七十六号	六十万九千円
第四十三号、第五十九号及び第六十九号	六十万九千円
第四十七号及び第四十八号	百七万七千円
第七十四号及び第百五十六号	六十万九千円
第七十五号及び第百五十六号	六十万九千円
第九十四号、第九十五号及び第九十八号	四十二万二千円
第百五十六号及び第百七十号	六十万九千円
第十一号	七十九万六千円
第十二号	七十九万六千円
第十三号	百七万七千円
第百六号	七十九万六千円
第百七号	百七万七千円

四　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。